

# 図書館だより

## 7月図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	⑦	8	9	10	11	12
13	⑭	15	16	17	18	19
⑳	㉑	22	23	24	25	26
27	⑳	29	30	㉓		

●印 休館日  
月曜日・祝日 (20日) 月末館内整理日(31日)

雲うすく夏かげにじむお花鳥

蛇笏

お花鳥は、大体二五〇〇メートル以上の高山地帯に多く、夏期雪解を待つて高山植物が一時に美しい花をつけるのをいう。北アルプスの白馬岳・槍ヶ岳・五色ヶ原・御岳などのお花鳥は有名である。

〔最新俳句歳時記〕より

今年も図書館ロビーに笹竹を立てます。忙しさに追われるひととき、七夕飾りをお楽しみください。第四十三回青少年読書感想文コンクール『課題図書』をご利用ください。

### 課題図書

#### 小学校低学年

ぼくの村にサーカスがきた  
おかげぐら  
ちきゅうのなかみ  
天使のいる教室

#### 小学校高学年

あいたかったよ、カネチン  
ジスランさんとうそつきお兄ちゃん  
あきかんカラカン  
ブータンの明日に夢をのせて

#### 中学校

時を超えた記憶  
ちいさなちいさな王様  
ナガサキに翔ぶ

#### 高等学校

豚の死なない日  
私は13歳だった  
砂糖の世界史

これらの図書は、左表の「二坪図書館」や各地域コミュニティセンターでも利用できます。また、『夏休みの友』の本は、図書館に揃えてありますので併せてご利用ください。なお、これらの図書の貸出期間は、多くの方々に読んでいただくために、夏休み期間中特に一週間となりますのでご承知ください。

### 都留市一坪図書館

館長名	所在地	電話	開館日	開館時間
佐波佳子	上谷5-5-28	(45)0080	日	9時~12時
佐藤泰道	大幡3417	(43)2095	日	8時~11時
八代直之	大幡1541	(43)3329	土	13時~15時
北村あや子	四日市場1104	(43)3579	日	16時~18時
平井 貞	小形山694	(43)8408	金	14時~16時
前田 窓	与縄1284	(45)0207	土	14時~16時

### 今月の新刊案内

#### ◆一般図書

哲学の誘惑 関塚正嗣  
史記の風景 宮城谷昌光  
インドは今日も雨だった 蔵前仁二  
沈みゆく香港 中嶋嶺雄  
ダメな時代のお金の助け方 邱永漢  
子どもの権利条約を読み解く 大田堯

#### 楽しい刺し子

吉浦和子

お手製ジャムはいかがが 池宮理久  
東大寺と正倉院 守屋弘斎ほか

#### きりえ全書

日本きりえ協会

チョコレート革命 俵万智  
鉄道員(ぼっぼや) 浅田次郎

#### 軽いめまい

金井美恵子

#### 本の雑誌血風録

椎名誠

#### ピアノの音

庄野潤三

#### 恋文の香り

出久根達郎

#### 強運な女になる

林真理子

#### ミステリ原稿

オースティン・ライト

#### ◆児童図書

解剖断面図鑑  
比較大図鑑  
砂糖と塩の実験  
陸と海と空は  
どのようにしてできたの  
花・ねこ・子犬・しゃぼん玉  
原野の子ら  
きつねのきのじ  
ぼくがみると  
なつはうみ  
おじいちゃんだいすき

外九二冊

### 能力開発講座

#### ワープロ講座(初級)

(シニア対象)  
日程 8月21日・22日  
時間 午前9時~午後4時  
定員 20名  
受講料 2100円  
宅地建物取引主任者

#### 18・19日

時間 午後6時~8時50分  
定員 20名  
受講料 4200円  
※受付は、開講日の7日前まで、ただし定員になれば締め切ります。  
問合先 都留能力開発センター  
☎ (43) 8911

### 国民健康保険税の見直しがされました

国民健康保険財政の安定と、保険税負担の平準化を図りつつ、医療費の動向を見る中で、平成9年度の税率、税額を次のように変更しました。

この変更は、中間所得層の重税感と低所得者に対し、著しい負担が強いられることのないよう考慮して決定されました。

問合先	所得割	資産割	被保険者均等割額	世帯平等割額	
保健環境課 国保医療係	変更前	5.9%	27.0%	16,000円	17,000円
	変更後	5.2%	20.0%	16,000円	18,000円

### 中級英会話教室

国際交流に関心のある方、お待ちしております。  
日本語を習いたい外国人の皆さんもどうぞ!

場所 富士女性センター  
日時 毎週水曜日  
午前10時~11時30分  
講師 E.H RUETHさん  
問合先 ☎ (45) 2607 都築

### 7月は 労働者派遣事業 適正推進月間

自分の雇用する労働者を派遣先の指揮命令のもとに派遣先のために労働させることが「労働者派遣」ですが、派遣を行うことができるのは二十六の業務に限定されています。

また、これを行うためには、許可、届け出が必要です。違法な派遣については、行わないよう、受け入れないようにしましょう。

問合先 ハローワーク都留 ☎ (43) 5141